

令和2年1月6日

お客さま各位

さがみ信用金庫

改正民法施行を踏まえた預金規定改定のお知らせ

いつも、さがみ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、当金庫では預金規定等を改定させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は令和2年4月から適用させていただき、本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 改定する規定

- (1) 夜間金庫規定
- (2) さがみ信用金庫「両替カード取扱規定」
- (3) メール集金規定
- (4) 財形住宅預金規定
- (5) 財形年金預金規定
- (6) 財産形成期日指定定期預金規定
- (7) 財産形成積立定期預金規定
- (8) 定期性総合口座取引規定
- (9) キャッシュカード・法人カード・デビットカード取引・Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス 各規定
- (10) ICカード特約・生体認証特約
- (11) さがみ信用金庫 WEB-FB サービス利用規定
- (12) さがみ信用金庫 インターネットバンキングサービス(個人向け)利用規定
- (13) ワンタイムパスワードサービス利用規定
- (14) 「さがみ信用金庫 投信インターネットサービス」取扱規定
- (15) 休眠預金等活用法に係る規定（当座勘定規定（追補版））
- (16) 休眠預金等活用法に係る規定（流動性預金規定集（追補版））
- (17) 休眠預金等活用法に係る規定（定期性預金規定集（追補版））
- (18) 休眠預金等活用法に係る規定（積立定期預金規定（追補版））
- (19) 休眠預金等活用法に係る規定（定期積金規定（追補版））

2. 改定部分のお客さまへの適用日

令和2年4月1日（水）以降

3. 新しい規定の交付方法

当金庫では、これまで規定冊子をお渡ししておりましたが、今後は順次当金庫ホームページに掲載していく預金規定等を、お客さまご自身によって確認していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、上記適用日までの期間は、従来どおり規定冊子を店頭でお渡しいたします。

4. 主な改定内容

(1) 改正民法施行（令和2年4月）を踏まえた改定

① 今後、規定等の内容を変更する場合の記載を追加しました。

[定期性総合口座取引規定の例]

18. (規定の変更)

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

② お客さまからのお届出に関する内容を追加しました。

網がけ部分を変更

[定期性総合口座取引規定の例]

10-2. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

[財形住宅預金規定の例]

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、到達しなかったときまたは預金者が到達を妨げたときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

③定期預金および定期積金等の中途解約に関する原則的なお取扱い方法を記載いたしました。

なお、実際の定期性預金のお取扱い方法には変更はございませんので、ご安心ください。
*財形に係る4規定が対象

[財形住宅預金規定]

6. (預金の解約)

(1) 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

(2) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、満期日前に解約する場合および…
(略) …

⑥従来より通帳・証書等の再発行時には手数料をいただいておりますが、規定にも再発行手数料について記載いたしました。

*財形に係る4規定、定期性総合口座取引規定およびキャッシュカードに係る各規定が対象

[定期性総合口座取引規定の例]

10. (届出事項の変更・通帳の再発行等)

(4) この通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数をいただきます。

(2) 個別の規定ごとに必要な改定

①氏名や住所等の変更があった際に当金庫へ届出を行う必要があることと、当該届出がなされない場合に生じた不利益について当金庫が免責されることを明記しました。

*「夜間金庫規定」「両替カード取扱規定」「メール集金規定」が対象

(1) 氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、到着しなかったときまたは借主もしくは代理人が到着を妨げたときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

②商品・サービスの概要説明を追加しました。

【両替カード】

1. 利用目的

両替カードは、当金庫が設置する両替機を利用する際に使用してください。ただし、貸与されたカードは、カードの交付を受けた店舗の両替機でのみ利用可能です。

【メール集金】

メール集金とは、メール集金専用カバン（以下、集金専用カバンという）を使用し、カバン内の現金等および入金票により、ご預金へ預入れるために行う集金のことです。

③解約できる場合の要件を追加しました。

網がけ部分を変更

【夜間金庫】

第10条（解約等）

- (1) この契約は本人または当金庫の都合により一時中止または解約することができます。この場合には投入口鍵、預金袋および預金袋鍵を直ちに当金庫に返却して下さい。
- (2) 次の各号の1つにでも該当する場合には当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをして下さい。
 - ① 本人が使用料を支払わないとき
 - ② 本人について相続の開始があったとき
 - ③ 預金袋に使用目的以外の物品を入れて、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 本人がこの規定に違反したとき

【両替カード】

10. 解約等

- (1) 両替機のご利用を解約する場合は、「両替カード解約届」を提出し、両替カードは返却してください。
- (2) 契約期間中の解約の場合の使用料は、解約日の属する月までの使用料を支払うものとします。
- (3) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでも両替カードの使用停止またはこの契約を解約することができるものとします。この場合は、当金庫から請求があり次第、ただちに両替カードを返却して下さい。
 - ① 両替機使用料の未納
 - ② 両替カードの不正使用、改ざん等当金庫が両替カードの使用が不相当と認めた場合
 - ③ ご利用者について相続の開始があったとき
 - ④ ご利用者の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ⑤ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑥ ご利用者がこの規定に違反したとき

【メール集金】

このメール集金契約は、使用目的以外の物品を封入して当金庫もしくは第三者に損害を与え、またその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき、または本規定に違反したときなどには、当金庫の都合により解約できるものとします。

④ **【夜間金庫】** 夜間金庫の集計をいつの時点から開始するか明瞭化

網がけ部分を変更

第3条（預金の受け入れ処理）

- (1) この夜間金庫に投入された預金袋の預金・証券類は投入後に到来する窓口営業開始時刻以降、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受け入れ金額を確認して下さい。

⑤ **【メール集金】** 現金・証券類等の金額と伝票記載金額とが不一致の場合、当金庫入金額をどちらの金額とするかを明瞭化

網がけ部分を変更

当金庫は保管している副鍵で集金専用カバンをあけ、その中の現金・証券類等を同封の入金票の記載金額と照合して、相違ない場合はご入金いたします。

また、前記の場合において、双方の金額が一致しないときは、当金庫で再確認しました現金・証券類等の金額をもってご入金額といたします。

この場合の再鑑にはお客様に立会いをお願いすることがあります。

⑥ **【キャッシュカード・法人カード・デビットカード取引・Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス 各規定】** の改定内容

- ・振込手数料および休日等に入出金を行った場合の自動機手数料等は、通帳には取引金額と別に記載されるため変更

網がけ部分を変更

○.（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計をもって通帳に記入します。

- ・キャッシュカードの所有権を明文化

○.（譲渡、質入れ等の禁止）

(1) カードの所有権は、当金庫に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。

(2) カードは、他人に譲渡・質入、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また他人に貸与、占有または使用させることはできません。

- ・**【デビットカード取引規定】** における固有名詞の変更

日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）

→日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）

- ・改正民法施行後でも、引続きデビットカード利用者に当金庫に対して購入の無効・取消を主張させないようにするため、「債務者による抗弁放棄の意思表示」を追加した。

(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

①当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務にかかる債権の譲渡に関して当該売買取引にかかる抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

⑦【ICカード特約・生体認証特約】の改定内容

ICカードの有効期限を撤廃し、新規発行手数料を無料としていることを反映

網がけ部分を削除

3. ICカードの有効期限

(1) ICカードには当金庫が定める有効期限があり、ICカード上に表示された年月の末日までとします。

(2) ICカードの有効期限経過後は、ICカードの利用はできません。

(3) ICカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいICカードを事前に送付します。有効期限が到来したICカードは当店に返却していただくか、本人の責任においてICチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

4. ICカードの発行時における手数料の取扱い

新規発行、更新、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数をいただきます。

上記の条文追加は一例であり、各追加部分と同内容の条文を、各規定へ追加いたします。

5. 改定後の規定

改定後の規定は、[こちら](#)をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

以 上

TRibank Sagami
さがみ信用金庫